

## 令和元年台風15号および19号による被害にかかる無利息資金の取り扱いについて

神奈川県内のJAは、令和元年台風15号および19号により農業被害を受けた農業者を金融面から支援するため、無利息、保証料無料の資金を令和元年10月より取り扱っております。

つきましては、下記のとおり資金の概要をご案内いたしますので、ご利用を希望される方はお近くの J A 窓口へご相談願います。

## 【令和元年台風15号および19号による被害にかかる無利息資金の概要】

融資対象者	令和元年台風15号および19号による被害を受けた農業者 (JAの組合員である農業者)
資金使途	①令和元年台風15号および19号により損壊した農業用施設再建にかかる設備資金 ②令和元年台風15号および19号による被害の影響により必要となる運転資金
融資限度額	①設備資金 原則 1,000万円以内   ②運転資金 原則 500万円以内
融資期間	①設備資金 原則10年以内(最長据置期間3年含む) ②運転資金 原則 5年以内(最長据置期間1年含む)
融資金利	0%(無利息)
担保	原則、不要です。
保証	JAが指定する保証機関の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、最終償還時の年齢が76歳以上の場合は農業後継者、法人の場合は代表者を原則連帯保証人としていただきます。 ・保証機関:神奈川県農業信用基金協会 ・保 証 料:無料
手数料	手数料につきましては、無償で対応いたします。
受付期間	~令和2年3月31日(火)

- ※ 融資限度額および融資期間が上記の内容を超える案件のご相談もお受けいたします。
- ※ お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ ご返済額の試算については、JA窓口までお問い合せください。